

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ透明性の高い健全な経営により、継続的な企業価値の向上を図ることを基本的な考えにしており、その実現のため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社の経営理念は、「独創的な商品を開発し、新たな文化の創造をもって社会に貢献する」です。また、当社の行動指針において、以下のとおり、ステークホルダー（顧客、社員、株主、社会）に対する会社の行動を定め、役職員の指針として明確にしております。

<行動指針> 見つめよう市場 見なおそう慣行 見つけよう新発想

●顧客に対して

商品およびサービスは、十分な顧客満足を果たさなければならない。

新商品開発は、市場開拓型の独創的な企画を追求しなければならない。

その品質は顧客の求める水準に維持され、かつ適正な価格でなければならない。

●社員に対して

社員の個性を尊重した能力開発とともに、自由闊達な提案や意見具申ができるなど、能力を生かせる職場環境を保たなければならない。

待遇は能力と実績に応じ、公正かつ適正なものでなければならない。

●株主に対して

常に株主の信頼と理解を得られるよう、情報を積極的に開示しなければならない。

企業価値の増大と株主への利益還元に努めなければならない。

コーポレートガバナンスを強化し、公正かつ透明性の高い経営を行わなければならない。

●社会に対して

商品、文化の向上に貢献できるものでなければならない。

社内のコンプライアンス体制を整備し、社会の一員としての意識とモラルを持たなければならない。

商品と企業活動を通して、常に環境と資源の保護に努めなければならない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使環境の整備、招集通知の英訳】

当社の海外投資家の持株比率は現在1.10%であり、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、今後の機関投資家の比率等を勘案し、必要に応じて検討していきたいと考えております。

なお、議決権行使については、書面による行使の他に、インターネットによる行使もできる環境を整えております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、自社の資本コストを把握しており、中期経営計画の目標（ROE）は、資本コストを上回るものとしております。さらに今後は、中期経営計画の策定・見直しだけでなく、事業ポートフォリオの見直しや投資の方向性を検討する上でも、資本コストを考慮してまいります。また、決算説明会等で中計の説明をする際には、必要に応じて、経営資源配分に関する説明も行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を取得し、保有致します。保有する政策保有株式については、毎年、取締役会で保有する意義を個別に検証し、意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響等に考慮しつつ売却を行い、その結果、2015年より9銘柄を売却いたしました。

検証する方法については、2019年6月期より、個々の銘柄毎に保有の便益（受取配当金や事業取引利益）と当社資本コストを比較して保有の経済合理性を検証するとともに、取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

政策保有株式に係る議決権の行使については、当社および投資先企業の中長期的な企業価値の向上を期待できるか否かという点等を総合的に勘案して、議案ごとに判断致します。なお、当社は、株主価値を毀損するような議案については、肯定的な判断を致しません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、当社と取締役との利益相反取引については、法令および取締役会規程に基づき、取締役会の承認および報告を要するものとしております。なお、全役員に対し、期末日において関連当事者間取引に関する調査を実施し、取引内容の把握、監視を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度として、確定給付企業年金と確定拠出企業年金の制度を導入しており、確定給付企業年金の年金資産の運用は、「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、長期にわたり安定的な運用を目指しております。また、社内の担当部門において、各運用機関から四半期ごとに報告を受け、運用状況を適切に管理するとともに、資産運用セミナーへの参加等を通じて専門性を有する人材の育成に努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念、経営計画

経営理念は招集通知および当社ホームページに、中期経営計画は当社ホームページに開示しております。

・経営理念

第72回定時株主総会招集通知: https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/20200827ir_72syousyuu.pdf

ホームページ: <https://www.kingjim.co.jp/company/concept.html>

・中期経営計画

ホームページ: <https://www.kingjim.co.jp/file/6/6580>

ホームページ: <https://www.kingjim.co.jp/file/6/7770>

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載のとおりです。また、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の3.に記載しております。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役・執行役員の報酬は、単年度の会社全体の業績および担当分野での実績等を総合的に勘案の上決定される、基本報酬および賞与から構成されています。なお、社外取締役は、原則として基本報酬のみとしております。

また、これとは別枠で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役と上席執行役員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、本制度の導入に伴い、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度は廃止しております。

取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて、取締役・執行役員の報酬等を検討し、取締役に提案します。その上で、最終的には取締役の報酬については取締役会で決定致します。

4. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・執行役員の候補者の指名を行うに当たっては、人格識見に優れており、担当した業務で実績を上げた人物、会社経営に精通した人物、専門性の高い人物を候補者としております。監査役候補者の指名を行うに当たっては、人格識見に優れ、専門性の高い人物を候補者としております。また、職務執行において不正、重大な法令違反または定款違反等があった場合は、解任いたします。

取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」が当社の取締役、監査役および執行役員の選解任の候補者を検討の上、取締役に提案を行い、取締役会で審議・議決された後、取締役および監査役の選解任の候補者については、最終的には株主総会に議案として提出された上で、決定されます。なお、監査役候補者の選任を行うに当たっては、監査役会の同意を得ております。

5. 個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明は、招集通知に記載しております。

第72回定時株主総会招集通知: https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/20200827ir_72syousyuu.pdf

第71回定時株主総会招集通知: https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/20190821ir_71syousyuu.pdf

第70回定時株主総会招集通知: https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/20180829ir_70syousyuu.pdf

【補充原則4-1-1 取締役会の経営陣への委任の範囲】

取締役会は、社内規程(取締役会規程、職務権限規程等)に基づき、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、経営上の重要事項および重要な業務執行に係る意思決定を行うこととしています。取締役会から経営陣に対する委任の範囲は、職務権限規程、職務分掌表において定めております。

また、当社では、2003年より執行役員制度を導入しておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化、取締役と執行役員の職責・機能について再検討を行った結果、経営の意思決定の迅速化、業務執行機能の充実および取締役会の監督機能強化を図ることを目的に、2020年9月17日に執行役員制度を変更いたしました。執行役員は、当社および子会社を含めた業務の執行状況や重要事項を取締役に報告し、取締役および監査役が監督・監査を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした社外役員の独立性に関する基準を定め、招集通知および有価証券報告書にて開示しております。

第72回定時株主総会招集通知: https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/20200827ir_72syousyuu.pdf

有価証券報告書(第72期): https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/72th_yuukasyoukenhoukokusyo_1.pdf

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針の策定】

取締役会は、経営の透明性の確保、めまぐるしく変化する経営環境の変化や多様性へ対応するために、専門知識や経験等の多様性を確保するとともに、適切な員数を維持することとしております。

現在は、取締役を8名、監査役を3名とし、うち社外取締役が4名、社外監査役が2名であります。当社の業務、経営に精通した社内取締役と、学者、学校経営者、弁護士、ファンドマネージャー、税理士、弁理士など高い見識と豊富な経験を有する人材を社外取締役および社外監査役として起用しており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模は適切と考えます。

【補充原則4-11-2 社外役員の兼任状況】

取締役・監査役の兼任については、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間を取れる合理的な範囲に留めております。有価証券報告書等にその内容を開示しております。

有価証券報告書のうち、第一部第4の4を参照ください。

有価証券報告書(第72期): https://www.kingjim.co.jp/resource-files/ir/72th_yuukasyoukenhoukokusyo_1.pdf

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会全体の機能向上を図ることを目的とし、2016年から計5回(毎年6月)、取締役会参加メンバー全員に対して取締役会の実効性に関するアンケートを実施しております。

アンケートを踏まえて、改善策を都度実施しており、アンケートの回数を重ねるにつれて、平均点が毎年改善していることから、取締役会の実効性は十分に確保できていると結論付けております。

・取締役会による経営・監督レベルに対する回答の平均点が毎年改善していることから、現在の取締役会による経営・監督のレベルは問題ないレベルと判断されること。

・取締役会の経営判断に係る質問について、殆どの項目で肯定的な回答を得ており、平均点も毎年改善されていることから、取締役会は概ね適正に運営されていると判断されること。

また、2020年に実施したアンケートにおける課題項目は次の通りです。

・後継者計画への主体的な関与

・付議事項・個別案件の絞り込みによる重要事項に関する議論の充実

・配布資料の電子化

それぞれの課題項目に対する改善策を検討し、着実に実施することにより、取締役会の実効性をさらに向上させ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めます。

【補充原則4-14-2 トレーニング方針の策定】

当社では、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、適宜、社外の有識者による経営やコンプライアンス、あるいは特定分野に関する講演会への参加など、必要な知識を習得する機会を提供することとしています。また、社外取締役・社外監査役が社内会議に出席、海外子会社や国内子会社を実際訪問する等、幅広く業務内容の習得に努めるとともに、社外取締役・社外監査役が有する専門的な知識を社内でも共有できる様にしております。

社外取締役・社外監査役については、就任時に、当社の経営戦略、事業内容、中期経営計画の内容等の理解を深める為に、社内の各部門長を講師とするセミナーを受講することとしており、また、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供等を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主との対話については、管理本部(総務部、経理部、人事部)、経営企画部および広報室が連携して取り組んでおり、管理本部長が、持続的な企業価値の向上のために、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを統括しております。

個別面談に加え、株主総会での質問・意見に対する丁寧な説明、年2回の決算説明会(アナリスト・ミーティング)での代表取締役社長による詳細な説明をはじめとして、機関投資家との対話の充実を図るほか、ホームページや事業報告による情報発信を行っております。

また、IR活動を通して得られた株主・投資家からの意見や経営課題については、経営陣幹部に対して取締役会等で適切にフィードバックされたうえで、経営の質的向上に役立てております。

なお、対話に際しては、フェアディスクロージャールールに従うとともに、社内規程に基づき、未公表のインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,139,080	7.53
株式会社三井住友銀行	1,376,702	4.84
株式会社三菱UFJ銀行	1,011,084	3.56
宮本 彰	958,318	3.37
株式会社ヨドバシカメラ	944,200	3.32
三井住友信託銀行株式会社	898,000	3.16
キングジム第一共栄持株会	859,000	3.02
有限会社メイフェア・クリエイション	853,568	3.00
株式会社エムケージム	841,000	2.96
宮本 恵美子	753,065	2.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 大株主の状況は、2020年6月20日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式4,037千株があります。
- 2020年4月22日付で公衆の縦覧に供されているSMB C日興証券株式会社が関東財務局に提出している大量保有報告書において、SMB C日興証券株式会社およびその共同保有者である株式会社三井住友銀行が、2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年6月20日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名又は名称(保有株券等の数、株券等保有割合)】

SMB C日興証券株式会社 (342千株、1.05%)

株式会社三井住友銀行 (1,376千株、4.24%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
恩蔵 直人	学者								○			
高木 暁子	他の会社の出身者											
垣内 恵子	弁護士											
廣川 克也	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恩蔵 直人	○	当社の取引先である早稲田大学の常任理事であり、当社と早稲田大学との間に当社製品の販売等の取引が存在しますが、軽微な取引です。	当社に対して独立性を有しており、また、マーケティング戦略の第一人者としての幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため。
高木 暁子	○	——	当社に対して独立性を有しており、また、MBAの資格を有し、様々な企業での経験と学校経営者としての幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため。

垣内 恵子	○	_____	当社に対して独立性を有しており、また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため。
廣川 克也	○	_____	当社に対して独立性を有しており、また、金融機関およびファンドマネージャーとしての業務経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督が期待できる人物であると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

役員の人事や報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、取締役会の諮問機関として、社外取締役恩蔵直人を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置しております。当該「指名・報酬委員会」は、指名委員会と報酬委員会の双方に相当する機能を担う任意の委員会であり、社外取締役3名(恩蔵直人、高木暁子、垣内恵子)および社内取締役2名(宮本彰、原田伸一)の計5名で構成されております。取締役、執行役員および監査役の候補者の選解任に関する事項、取締役、執行役員および監査役の報酬等に関する事項等について検討し、取締役会に提案しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査計画の策定にあたっては、会計監査人および内部監査部門との調整を行っております。また、監査の方法および監査業務の役割分担などは、監査役会で決定しております。

常勤監査役は、会計監査人が実施する3回の四半期レビューの会社宛てヒアリングに同席し、会計監査人からそれぞれのレビュー結果の報告を受けて監査役会に報告するとともに、監査役会の活動状況を会計監査人に適宜報告しております。

会計監査につきましては、常勤監査役が会計監査人から会計監査・レビュー計画の説明を受け、監査役会にて監査計画の妥当性について議論を行っております。

年次決算監査では、監査役3名全員が会社法監査結果報告会に出席して会計監査人から監査結果の報告を受けており、これに基づき監査役会で議論を行っております。

また、金融商品取引法監査の結果については常勤監査役が会計監査人から報告を受け、監査役会に報告しています。

当社の内部監査を行う監査室は、監査役および会計監査人と連携し、4名が専任として監査計画に基づく内部監査を行っております。監査室は、常勤監査役および会計監査人と意見交換を行い、監査計画の策定、監査内容の報告を行っております。また、監査室は、会計監査人との連携を取りながら、財務報告に係る内部統制の整備並びに運用の評価を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
太田 美奈	税理士													
丹羽 武司	他の会社の出身者										○			

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 美奈	○	――	当社に対して独立性を有しており、また、税理士としての財務および会計に関する専門的立場から、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるため。
丹羽 武司	○	当社の取引先である特許業務法人秀和特許事務所の副所長であり、当社と特許業務法人秀和特許事務所との間に特許等の出願申請代行等の取引が存在しますが、軽微な取引です。	当社に対し独立性を有しており、また、弁理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役4名、社外監査役2名の全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、本制度の導入に伴い、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度は廃止しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

●取締役(社外取締役を除く)

報酬等の総額196,188千円、固定報酬143,493千円、業績連動報酬32,973千円、ストック・オプションによる報酬19,722千円、対象となる員数8名

●監査役(社外監査役を除く)

報酬等の総額15,750千円、固定報酬15,750千円、対象となる員数1名

●社外役員

報酬等の総額25,290千円、固定報酬25,290千円、対象となる員数6名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、社外取締役を委員長とし、社外取締役3名および社内取締役2名の計5名で構成される指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会においては、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、株式報酬について審議し、取締役会へ提案しております。取締役会ではその提案を受け、決議しております。

指名・報酬委員会では、外部調査機関による役員報酬調査データを取り入れ、報酬水準・構成比率等の妥当性を検証しています。

固定報酬である基本報酬については、経営環境や世間動向を勘案した上で、各取締役の役位ごとに定められた基準額の範囲内で決定しています。

業績連動報酬である賞与については、賞与算出のための業績指標として、株主の皆様と同じ視点から中長期的な企業価値の向上および株価上昇への貢献意欲を高めるため、ROEを採用し、該当年度のROEに応じて定められている係数を基本報酬に乗じて算出された額に、期末に実施する役員相互評価の結果を各取締役の賞与額に反映して決定されます。

当事業年度における賞与に係る指標の目標および達成状況につきましては、中期経営計画に掲げております当社グループ業績のROE7.0%の目標に対し、実績は5.0%となりました。(中期経営計画最終年度である2021年6月期はROE4.7%に目標を修正しております。)

2020年10月から2021年9月における基本報酬と賞与の額は、2020年7月31日開催の指名・報酬委員会において上記方針に基づき審議の上、2020年9月17日開催の取締役会に提案し、決議いたしました。

また、これとは別枠で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、本制度の導入に伴い、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度は廃止しております。

譲渡制限付株式報酬の具体的な支給時期および配分については、2020年10月開催予定の取締役会において決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

総務部が事務局として取締役会の招集手続きを実施しており、社外役員へ取締役会議案資料を事前に送付し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役会設置会社を選択しており、取締役8名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役2名)を選任し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。取締役の経営責任をより明確化するために取締役の任期を1年としているほか、社外取締役を4名体制として取締役会における社外取締役の比率を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化しております。

取締役会は、原則月1回開催し、「独創的な商品を開発し、新たな文化の創造をもって社会に貢献する」という当社の経営理念の下、株主価値の向上のための経営方針、事業計画、組織、財務状況、投資案件などの諸施策および取締役会規程に基づく案件等に関し、ビジョンと実施可能性、リスク回避などを出席役員による十分な議論により審議しております。

議長:代表取締役社長 宮本 彰

構成員:取締役 萩田 直道、取締役 原田 伸一、取締役 亀田 登信、

社外取締役 恩蔵 直人、社外取締役 高木 暁子、社外取締役 垣内 恵子、社外取締役 廣川 克也、

常勤監査役 清水 和人、社外監査役 太田 美奈、社外監査役 丹羽 武司

なお、取締役会の事前審議機関である、社内取締役等で構成される常務会を原則月1回開催し、取締役会の充実を図っております。

また、当社では、2003年より執行役員制度を導入しておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化、取締役と執行役員の職責・機能について再検討を行った結果、経営の意思決定の迅速化、業務執行機能の充実および取締役会の監督機能強化を図ることを目的に、2020年9月17日に執行役員制度を変更いたしました。執行役員は、当社および子会社を含めた業務の執行状況や重要事項を取締役に報告し、取締役および監査役が監督・監査を行っております。

監査役会は、原則月1回開催しております。監査役は、2019年9月19日より常勤監査役1名および社外監査役2名の3名体制であります。常勤監査役は、監査計画に基づき重要な意思決定の過程を把握するため、社内各部門および子会社の業務執行状況の調査、重要な書類の閲覧、重要な会議への出席などにより取締役の職務の監査を行い、その内容を監査役会に報告しております。また、各監査役は取締役会に出席し、意見の陳述を行うほか、取締役会の運営、決議、審議の方法などの監査をしております。なお、社外監査役2名は、財務および会計に関する相当程度

の知見を有する税理士と、高い見識と豊富な経験を有する弁理士であります。

議長:常勤監査役 清水 和人

構成員:社外監査役 太田 美奈、社外監査役 丹羽 武司

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- 当社は経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、経営の監督機能の強化を図るため、社外取締役4名を選任しております。さらに、監査の実効性を図るため、監査役、内部監査部門および会計監査人との連携を保っております。このような現状の体制によって、ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。
- 当社は、上記体制により、経営監視機能・監督機能を十分機能させ、意思決定の透明性の向上を図り、ステークホルダーの視点を活かす仕組みを構築してまいります。
- 現状におきましては、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社に移行する特段の理由がなく、上記施策による監査役会設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算日が6月20日のため、株主総会の開催日については、他社株主総会と重複しにくくなっております。
電磁的方法による議決権の行使	2013年9月開催の第65回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使ができるようにいたしました。
その他	株主総会の議案を招集通知発送前に、東京証券取引所へ縦覧書類として提供するとともに自社ホームページに掲載し、株主が議決権を的確に行使しうよう配慮しております。また、株主総会当日は、映像を使ってわかり易い説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(動画配信)、第2四半期決算説明会を実施しており、決算の説明と共に、経営施策をアナリスト向けに説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページを積極的に活用し、各種のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専任部署は設置しておりませんが、管理本部(総務部、経理部、人事部)、経営企画部および広報室が連携して、IR業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、商品を通じて社会に貢献することを経営理念としております。また、当社は、環境憲章を制定しホームページで公開すると共に、環境に配慮した素材選択・設計に力を入れ、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正かつ透明性の高い健全な経営を指向しており、ステークホルダーへの情報提供は、適時開示規則に基づく開示は勿論、任意情報もホームページやマスメディアを活用し適切に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念、行動指針、ならびに最上位規程として位置付けられたキングジムグループコンプライアンスプログラムにより、法令および定款を遵守すると共に、企業倫理の実践を図るため、当社グループの役職員が自らを律し行動する。当社は、当社グループのコンプライアンス問題に関する調査、諮問、決定をする機関であるコンプライアンス委員会を設置している。当社グループのコンプライアンスに関する総責任者であるコンプライアンス統括責任者は、キングジムグループコンプライアンスプログラムの運用、およびコンプライアンスの状況について監視し、監督する。また、当社は内部通報に関する窓口としてスピークアウト制度を設けている。万一、コンプライアンス上に疑義のある行為が行われ、また行われようとするに気付いた者は、スピークアウト制度により、スピークアウト担当弁護士に通報することができる体制となっている。通報者は匿名性が保障されており、通報者の正当な行為は従業員就業規則によって保護され、通報したことにより不利益となる扱いは受けない。監査役は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査すると共に、スピークアウト担当弁護士からの通知およびコンプライアンス委員会から報告を受け、その運営を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程、決裁手続規程、稟議処理細則に従い、文書に記録し、適切に保存され、これらの規程ならびに機密管理規程に従って適正に管理される。取締役または監査役が文書の閲覧を希望する場合は、上記の諸規程に基づき閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理は、キングジムグループ危機管理規程に基づき、それぞれ業務執行を行う各本部長、担当役員または子会社社長が日常での全体管理を行う。また必要に応じ、各本部長、担当役員または子会社社長は、業務規程の整備を充実させる。平常時において、当社社長を委員長とするリスクマネジメント委員会がグループ全社的なリスクマネジメント推進に関わる重要なテーマや課題が生じた場合の対応策を協議・承認する組織として設置されている。万一、損失の危険が当社グループの業績に重要な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、当社グループ各社が制定する危機管理細則に基づき、損失を極小化すべく対応する。危機発生の状況および対応の状況は、取締役会、監査役会に報告するものとする。また、当社グループの業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人に報告すると共に、適時開示等によりステークホルダーに開示する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの成長戦略を構築するため、中期経営計画により全社的な目標を設定し、その目標を達成するため各本部長、担当役員または子会社社長は具体策を実行する。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行うため、当社は取締役会を月1回以上開催し、監査役は取締役の業務執行状況を監査する体制をとっている。また、取締役会の充実を図るため、事前に審議機関である常務会を開催し重要事項の検討を行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保している。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および企業集団全体の業務の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性等を確保するための体制を整備する。キングジムグループコンプライアンスプログラムは、企業集団全体のプログラムとして、子会社においても運営される。通常の業務の適正を確保する体制は、内部監査規程、子会社管理規程等により担保され、その実施は担当役員が把握すると共に、子会社の経営状態その他の重要な情報について、当社への定期的かつ継続的な報告を義務付けている。当社内部監査部署は子会社の業務の適正を監査し、その結果を監査役に報告すると共に、特に重大な事項については取締役会に報告する。子会社においては、キングジムグループコンプライアンスプログラムに則り諸規則の整備を含め、業務の適正を確保するための体制の整備を推進している。なお、海外子会社は、上記整備の推進にあたり現地の法令・慣習を尊重する。

6. 反社会的勢力排除に係る体制

当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求には一切応じることのないようキングジムグループコンプライアンスプログラムを確立しており、今後もその体制を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配属する。また、監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に反して、その所属する取締役の指揮命令を受けない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令・定款に違反するおそれがある事実を発見した場合は、直ちに、監査役または監査役会に報告を行う。また、当社および子会社の取締役および使用人は、監査役から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会に必要な報告を行う。当社および子会社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益となる扱いをしない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査計画の策定に当たっては会計監査人および内部監査部署との調整を行い、監査の方法および監査業務の役割分担を含め監査役会でこれを決定する。監査役は監査業務を適切に遂行するため取締役・使用人および子会社の業務執行者との意思疎通、情報交換を図り監査を実施する。当社は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するため必要な費用を負担する。監査役が必要と認めた場合、監査役は弁護士、公認会計士および税理士等との連携により適切な監査を行う。また、監査役は、監査に必要な情報を収集するために各種重要会議への出席および稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記記載のとおり、当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求には一切応じることのないようキングジムグループコンプライアンスプログラムを確立しており、今後もその体制を確保する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

(1) 基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、1.情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、2.安心のブランド力、3.広い販売力と顧客サポート力、さらには4.全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための具体的取組みの概要

1. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

< 基本施策 >

当社は、強固な経営基盤の再構築に取り組むと共に、次なる成長のステージへ飛躍するため、「成長分野へのシフトを加速」および「収益構造の変革」を掲げ、中期経営計画の達成を図ってまいります。また、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品やサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

< コーポレート・ガバナンスの強化 >

当社は、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。また、当社から独立した社外取締役4名の体制とし、取締役会における社外取締役の比率を高めており、社外取締役は取締役会に出席して専門的な立場から各取締役の業務執行を監督しています。また、当社では執行役員制度を採用することにより、業務の監督と執行を分離するとともに意思決定の迅速化を図っています。さらに、当社は監査役会設置会社を選択し、常勤監査役1名のほか当社から独立した社外監査役2名を選任しており、社外監査役は専門的な立場から監査しています。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役3名および社内取締役2名の計5名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、当該「指名・報酬委員会」にて取締役、執行役員および監査役の候補者、報酬等を検討することにより、これらに関する決定プロセスの一層の透明化を図っております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2019年8月1日開催の取締役会において、株主総会の承認を条件に、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決議し（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）、同年9月19日開催の第71回定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランの概要は以下のとおりであります。

本プランは、次の(a)又は(b)に該当する当社株券等の買付けその他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランは、これらの買付等が行われようとする際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）が、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役（過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同様とします。）、又は社外の有識者（現時点においては業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、ならびに以下の勧告等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、本プランに定める場合には、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。この新株予約権を割り当てられた株主は、原則として、1円（を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことに

より、新株予約権を行使し、当社株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

本プランの運用に際しては、当社取締役会は、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適時に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2019年9月19日開催の第71回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本更新後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、本プランによって株主の皆様が直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株主の皆様が保有する株式の希釈化は生じません。)

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載されている2019年8月1日付プレスリリースをご覧ください。

(<https://www.kingjim.co.jp/>)

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の経営計画に基づく各施策、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定され更新されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(2)記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入され更新されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役(もしくはこれに準ずる監査役)、又は社外の有識者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、情報の積極的な開示、コーポレートガバナンスの強化、公正かつ透明性の高い経営を行動指針とし、ステークホルダーの期待に応える経営を行うことをコンプライアンスプログラムにおいて宣言しております。重要な決定事項・発生事項に関する情報については、適時適切に開示できるよう以下の体制を構築しております。

●重要な意思決定事項は、社外取締役を含む取締役会で審議・決定され(決算事項の承認を含む)、総括管理責任者(管理本部長)が開示判断を行います。重要な発生事項は、各部門の担当役員から社長に報告され、社長の指示を受けて、総括管理責任者が開示判断を行います。

●総括管理責任者が開示を必要と判断した事項は、直ちに管理責任者に指示し、適時開示を行います。マスコミ等への広報発表が必要な場合は、総括管理責任者が、管理責任者または広報部門に指示し、マスコミ等へ発表するほか、自社のホームページに掲示し、投資者・ステークホルダーに対する適時適切な情報開示を徹底しております。

●重要情報は社内規程に従い適切に管理され、株式売買はインサイダー取引管理規程により規制されております。

●なお、適時開示規則等による開示義務を伴わない情報であっても、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合は、上記と同様の手続きで公表しております。

・内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

以下に記載の模式図をご参照ください。

<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>

